

# 栃木県労働委員会年報

令和 4（2022）年版



栃木県労働委員会事務局

# 目 次

<b>第1章 労働委員会の運営</b>	
1 組織	1
2 会議等の開催状況	3
3 広報・啓発活動	6
<b>第2章 労働組合の資格審査</b>	
1 労働組合の資格審査概要	8
<b>第3章 不当労働行為事件の審査</b>	
1 不当労働行為事件の審査概要	9
2 不当労働行為事件審査の経過	12
<b>第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 の規定による認定告示</b>	16
<b>第5章 労働争議の調整</b>	
1 調整事件（集団的労使紛争）の概要	17
2 個別労働関係紛争事件の概要	20
3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	24
<b>第6章 労働相談</b>	
1 労働相談	26
2 労働相談会	27

## 第1章 労働委員会の運営

### 1 組織

#### (1) 委員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている（令和4年12月31日現在 労働者委員1名欠員）。

委員の任期は、2年である。

[第45期 栃木県労働委員会委員（任期：令和3年7月26日～令和5年7月25日）]

(公益委員)

氏名	現職	就任年月
会長 白井裕己	弁護士	平11.7
会長代理 橋本賢二郎	弁護士	平28.10
川上丈	(元栃木県会計局長)	令元.7
堀真由美	中央大学国際経営学部教授	平30.5
杉田明子	弁護士	平27.7

(労働者委員)

氏名	現職	就任年月
小松清	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事	平27.7
桂恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会アドバイザー	平29.7 (～令4.11)
松本敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究センター常務理事	令元.7
鈴木正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	平29.7
吉成剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	平27.7

(使用者委員)

氏名	現職	就任年月
石塚洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	平17.7
川上裕	藤井産業株式会社顧問	平27.1
桑川英一	北関東総合警備保障株式会社常務取締役	令元.7
市川剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長	令3.7
鍋島明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長	令3.7

## (2) あっせん員候補者

令和4年12月31日現在のあっせん員候補者は、次のとおりであり、委員14人（第45期委員）及び事務局職員3人の計17人である。

氏名	職業	履歴	委嘱年月
白井裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平11.7
橋本賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28.11
堀真由美	中央大学国際経営学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学経営学部教授兼 大学院経営学研究科教授	平30.6
川上丈	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県会計局長	令元.7
杉田明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平27.7
小松清	情報産業労働組合連合会栃木県協議 会特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	栃木県労働者福祉協議会 事務局長	平27.7
松本敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究セ ンター常務理事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全日本自治団体労働組合 栃木県本部執行委員長	令元.7
鈴木正	日本労働組合総連合会栃木県連合会 副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平29.7
吉成剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会 会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議 会議長	平27.7
石塚洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務 理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行矢板支 店長兼塩谷支店長	平17.7
川上裕	藤井産業株式会社顧問 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	藤井産業株式会社専務取 締役（管理部門統括）	平27.2
糸川英一	北関東総合警備保障株式会社常務取 締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式 会社取締役人事部長	令元.7
市川剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本 部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取 締役総務部長	令3.7
鍋島明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島 事務所社員	令3.7
桐渕ゆか	栃木県労働委員会事務局長	栃木県保健福祉部参事兼 中央児童相談所長	令4.4
野口善幸	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長	栃木県経営管理部文書学 事課情報公開推進室長	令4.4
篠崎正康	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長補佐（総括）（審査調整担当）	栃木県産業労働観光部国 際課課長補佐（旅券担当）	令4.4

(3) 事務局組織

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 副主幹(2) — 主任・主事(4)  
(総括) (審査調整担当)

2 会議等の開催状況

(1) 総会

回数	開催年月日	主 な 議 題
1482	4. 1. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和3年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和3年(個)第2号紛争
1483	4. 2. 3	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第1号事件 2 令和4(2022)年度労働委員会関係予算について
1484	4. 3. 3	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第1号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第1号紛争 (2) 令和4年(個)第2号紛争
1485	4. 4. 7	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱について (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第1号事件 (2) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第1号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第1号紛争 (2) 令和4年(個)第2号紛争
1486	4. 5. 19	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 争議行為予告通知

1486	4. 5. 19	3 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について
1487	4. 6. 9	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 争議行為予告通知
1488	4. 7. 7	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第3号紛争 (2) 令和4年(個)第4号紛争 3 争議行為予告通知 4 「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施計画について
1489	4. 8. 4	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第4号紛争
1490	4. 9. 8	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第4号紛争
1491	4. 10. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について 3 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
1492	4. 11. 10	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第1号事件 (3) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第5号紛争

1492	4.11.10	3 労働相談会の結果報告について 4 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について
1493	4.12.8	(審議事項) 1 あっせん員候補者の解属について (報告事項) 1 第689回公益委員会議の結果報告について 2 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第2号事件 3 個別労働関係紛争あっせん関係 (1) 令和4年(個)第5号紛争 (2) 令和4年(個)第6号紛争

(2) 公益委員会議

回数	開催年月日	議 題
689	4.12.8	(審議事項) ・労働委員会委員推薦のための資格審査について

(3) 各種連絡会議等（委員関係のみ）

ア 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和4年11月17日～18日

場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター

講 演 労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割

講師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

議 題 1 労働委員会の広報活動について（中国ブロック公労使提案）

2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について（中労委提案）

3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について（関東ブロック公労使提案）

イ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(ア) 第148回

期 日 令和4年5月12日

場 所 （ウェブ及び書面開催）

議 題 1 雇用関係終了後の時間経過と「使用者が雇用する労働者」への該当性について  
（群馬県労働委員会提案）

2 あっせん事件における解雇の金銭解決について（長野県労働委員会提案）

(イ) 第149回

期 日 令和4年9月13日

場 所 （ウェブ及び書面開催）

議 題 1 組合からの対面による団体交渉の申入れに対して、会社がオンラインによる団体交渉にしか応じられないとして団体交渉に応じなかった場合、不当労働行為に当たるか（埼玉県労働委員会提案）

## 2 集団事件における立会団交について（群馬県労働委員会提案）

### ウ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

（議題提案がなかったこと等により中止）

### (4) 委員研究会（委員の資質向上のための取組）

#### 第1回：講演会

期 日 令和4年2月3日

場 所 労働委員会会議室

演 題 これからの働き方—テレワーク、兼業・副業、フリーランス、高齢者就業をめぐって—

講 師 東京大学社会科学研究所教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

#### 第2回：講演会

期 日 令和4年8月4日

場 所 労働委員会会議室

演 題 法テラスの概要及び労働局におけるあっせん事例について

講 師 栃木県労働委員会公益委員 杉田 明子 氏

### (5) 労働相談会（個別労働関係紛争処理制度周知月間における活動）

（宇都宮会場）

期 日 令和4年10月15日（土）

場 所 イトーヨーカ堂宇都宮店（2階ライトオン前特設会場）

（佐野会場）

期 日 令和4年10月20日（木）

場 所 イオンモール佐野新都市（1階イオンホール）

※ 法テラス栃木と合同開催

## 3 広報・啓発活動

### (1) 個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）の周知・広報

ア 路線バスの車体前面のフロントグリル幕掲出（令和4年10月3日～16日）

イ ポスター掲示（令和4年9月15日～10月14日）

ウ 県政ラジオ番組（AM）「県政ナビ」に出演（9月17日放送）

エ 県立図書館との連携事業として関連図書の展示（令和4年9月23日～10月26日）

### (2) 労働相談会の周知活動

ア チラシ配布

イ 新聞、フリーペーパー、タウン情報誌及び市町広報紙への掲載

ウ 県政テレビ番組及びラジオ番組での周知

エ 県メールマガジンへの掲載

オ 県ツイッターでの情報発信

(3) 相談内容別チラシの作成・配布

「ハラスメント予防のための5つのポイント」を作成し、相談件数の多い業種を中心に配布

(4) 労働委員会制度の認知度向上

ア 各商工団体の会員へのチラシ配布依頼

イ 包括連携協定企業の関係企業等へのチラシ配布依頼

ウ 各関係機関のメールマガジン、ホームページ、会報等への掲載依頼

## 第2章 労働組合の資格審査

### 1 概要

本年の取扱件数は、前年からの繰越しが2件、新規係属が3件であった。

これを係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに係るものが4件、労働者委員推薦に係るものが1件であった。

このうち、3件が本年中に終結し、2件が次年に繰越しとなった。

#### (1) 資格審査状況

番号	組合員数	係属事由	係属年月日	終結年月日	終結状況	処理日数
593	70	不当労働行為救済申立	3.6.16	4.3.8	打切り	266
594	70	不当労働行為救済申立	3.11.24	係属中	—	—
595	28	不当労働行為救済申立	4.2.2	4.10.18	打切り	259
596	70	不当労働行為救済申立	4.5.2	係属中	—	—
597	214	労働者委員推薦	4.11.21	4.12.8	適合	18

#### (2) 年次別労働組合資格審査件数調（過去10年）

区分 年次	県内の労組法適用		前年繰越し	新規係属	計	新規係属事由別件数				取下げ・打切り	審査結果		終結件数	補正勧告	未終結繰越し
	組合数	組合員数				委員推薦	救済申立	法人登記	その他		適合	不適合			
25	600	114,290		6	6	4	2				4		4		2
26	593	112,899	2	2	4		1	1		1	1		2		2
27	587	121,372	2	2	4	2					2		2		2
28	593	122,599	2		2						2		2		
29	594	124,187		1	1	1					1		1		
30	596	126,340		3	3		2	1		1			1		2
元	577	124,389	2	3	5	2	1			1	3		4		1
2	566	123,973	1	1	2		1			2			2		
3	563	123,415		3	3	1	2				1		1		2
4	564	122,715	2	3	5	1	2			2	1		3		2
計	—	—	—	24	—	11	11	2		7	15		22		—

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

前年から繰り越された2件を取り扱い、1件が取下げにより終結し、1件が次年に繰越しとなった。  
また、新規申立てによる2件を取り扱い、1件が和解により終結し、1件が次年に繰越しとなった。

##### (1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年(不)第1号事件	3.5.31	4.3.8	282	取下げ
2	栃労委令和3年(不)第2号事件	3.11.8	係属中	—	—
3	栃労委令和4年(不)第1号事件	4.2.2	4.10.18	259	関与和解
4	栃労委令和4年(不)第2号事件	4.5.2	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

##### (2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調(過去10年)

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新規申立ての理由別分類								和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し
				1 号	2 号	3 号	1 2 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却		
25		2	2					1			1							2
26	2	1	3	1								1					1	2
27	2		2															2
28	2		2												1	1	2	
29																		
30		3	3	1	1			1										3
元	3	2	5			1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1			3	
3		2	2		2													2
4	2	2	4		2							1	1				2	2
計	—	13	—	2	6		1	1	2		1	5	1	1	2	2	11	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

## (3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終結事件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	件数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
			件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数						
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
計	11	463	4	713	2	814	2	612	1	290	5	336	1	282

## (4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
新 規 申 立 て 計	2	1		3	1		1		1	4	13

## (5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成30年(不)第3号事件	会社らが行った申立人への作業命令、懲戒処分及び解雇はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の意思に基づくものともいえないなどとして、申立てを一部却下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

## 2 不当労働行為事件審査の経過

### (1) 栃労委令和3年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	6名	
申立概要	<p>Aは、令和2年3月に産業廃棄物の収集運搬業を営むYに就職し、産業廃棄物回収車の運転者として勤務していた。</p> <p>令和3年1月25日、Yは、Aに対し、同人が使用していた産業廃棄物回収車の傷の修理代を支払わないことを理由に、即日解雇を言い渡した。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、未払い賃金等に関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	杉田	労	吉成	使 糸川	
審査状況	3.5.31	不当労働行為救済申立て				
	3.6.16、7.9	職員調査(申立人、被申立人)				
	3.10.27、4.1.18	第1～第2回委員調査				
	4.3.8	取下げ				
	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数	—
終結区分	取下げ			処理日数	282	

## (2) 栃労委令和3年(不)第2号事件

申立人	X (組合)			申立時の組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の従業員数	16名
申立概要	<p>Aは、平成25年6月頃に合成樹脂の成形及び加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	橋本	労	鈴木	使 市川
審査状況	3.11.8	不当労働行為救済申立て			
	3.12.14、12.27	職員調査(申立人、被申立人)			
	4.2.8~10.12	第1~第7回委員調査			
	4.11.10、11.11	最後陳述書提出			
調査回数		審問回数		和解協議回数	
終結区分				処理日数	

## (3) 栃労委令和4年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の 組合員数	28名	
被申立人	Y			申立時の 従業員数	859名	
申 立 概 要	<p>令和3年10月5日にXが団体交渉を申し入れて以降、Yはこれに応じてきたものの、具体的な資料の提示や十分な説明が行われることはなく、Xの要求を否定することに徹した態度であった。</p> <p>また、年末一時金について、Yから団体交渉における口頭での回答とは異なる内容で文書回答がなされ、その後Xとの団体交渉に応じることなく支給された。</p> <p>さらに、家族手当の廃止について、Yは、Yの決めたことであり、Xとの団体交渉を行うつもりはないとの姿勢のまま、段階的に減給を実施する考えである。</p> <p>Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・誠実な団体交渉の実施					
担当委員	公	白井	労	小松	使	川上
審 査 状 況	4.2.2	不当労働行為救済申立て				
	4.3.14、3.24	職員調査(申立人、被申立人)				
	4.4.25~7.21	第1~第3回委員調査				
	4.7.21~10.18	第1~第4回和解協議				
	4.10.18	和解成立				
	調査回数	5	審問回数	—	和解協議 回数	4
終結区分	関与和解			処 理 日 数	259	

## (4) 栃労委令和4年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の 組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の 従業員数	0名
申 立 概 要	<p>Aは、令和2年10月頃に、電気工事業を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年8月以降の賃金をYから一方的に引き下げられた。  また、Yには、Aに対する時間外労働賃金や休業手当の未払がある。  令和4年2月20日、Xは、Yに対し、AのXへの加入を通知するとともに、Aに対する一方的な賃金引下げ等に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。  同月24日に団体交渉が実施されたが、これ以降、Yは、団体交渉に応じていない。  一方で、Yは、同月28日付け文書で、同年3月31日をもってAを解雇することを通知した。  Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	杉田	労	桂(～4.11.30) 小松(4.12.1～)	使 石塚
審 査 状 況	4.5.2	不当労働行為救済申立て			
	4.6.16、6.23	職員調査(申立人、被申立人)			
	4.7.28～11.30	第1～第4回委員調査			
		調査回数		審問回数	
終結区分				処理日数	

#### 第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定して告示することになっているが、本年中に行った認定告示はなかった。

## 第5章 労働争議の調整

### 1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

前年からの繰越しはなく、新規申請もなかった。

#### (1) 年次別取扱状況

区分		年	30	元	2	3	4
取扱件数	前年からの繰越し						
	新規申請		3	2	2	1	
	合計		3	2	2	1	
	うち使用者申請件数				1		
終結区分別件数	終結	解決	1		1	1	
		取下げ		1			
		打切り（不調）			1		
		不開始	2	1			
		合計	3	2	2	1	
	翌年に繰越し						

#### (2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	30	元	2	3	4
農業, 林業, 漁業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建設業						
製造業						
電気, ガス, 熱供給, 水道業						
情報通信業						
運輸業, 郵便業						
卸売業, 小売業			1			
金融業・保険業						
不動産業, 物品賃貸業						
学術研究, 専門・技術サービス業						
宿泊業, 飲食サービス業				2		
生活関連サービス業, 娯楽業						
医療, 福祉		2				
教育, 学習支援業		1			1	
複合サービス業						
サービス業			1			
公務						
分類不能の産業						
合計		3	2	2	1	

## (3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

企業規模	年	30	元	2	3	4
50人未満		2		2		
50～100人未満			1		1	
100～200人未満						
200～300人未満						
300人以上		1				
未調査			1			
合計		3	2	2	1	

## (4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	30	元	2	3	4
組合承認、組合活動		1	2			
協約締結、改定、効力		2				
賃金及び手当		2		1	2	
賃金増額						
賃金体系の改定					1	
一時金		1				
その他賃金に関すること		1		1	1	
賃金以外の労働条件						
経営及び人事		2	5	1		
解雇、雇止め		1	2	1		
配置転換		1				
その他経営人事に関すること			3			
福利厚生		1				
団交促進		1	1	1		
その他		2		2		
合計		11	8	5	2	

※ 点線内の数字は、内数である。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	30	元	2	3	4
10 日以内						
11～20 日				1		
21～30 日						
31～40 日						
41～50 日						
51～60 日				1		
61～70 日						
71～80 日						
81 日以上		1			1	
合 計		1		2	1	
総処理日数		154	—	69	184	—
平均日数		154	—	34	184	—

(6) 事件一覧

なし

(7) 事件の概要 (集団)

なし

## 2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しはなく、新規申請は6件で、全て労働者からの申請だった。  
そのうち、2件は解決、3件は不開始で終結し、1件は繰越しになった。

### (1) 年次別取扱状況

区分		年	30	元	2	3	4
取扱件数	前年からの繰越し					2	
	新規申請		5	3	4	2	6
	合計		5	3	4	4	6
		うち使用者申請件数					
終結区分別件数	終結	解決		1	1	2	2
		取下げ					
		打切り(不調)					
		不開始	5	2	1	2	3
	合計	5	3	2	4	5	
	翌年に繰越し				2		1

### (2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	30	元	2	3	4
農業, 林業, 漁業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建設業						
製造業			1	1		1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業, 郵便業						1
卸売業・小売業	1			1		
金融業・保険業	1	1				
不動産業, 物品賃貸業						
学術研究, 専門・技術サービス業						1
宿泊業, 飲食サービス業						
生活関連サービス業, 娯楽業						
医療, 福祉				1	1	2
教育, 学習支援業					1	
複合サービス業						
サービス業	2	1	1			1
公務	1					
分類不能の産業						
合計		5	3	4	2	6

## (3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

年	30	元	2	3	4
企業規模					
9人未満	1	1			1
9～50人未満			2	1	4
50～100人未満	1	1			
100～300人未満	2		1		
300～500人未満					1
500人以上	1	1	1	1	
未調査					
合計	5	3	4	2	6

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行ったため、平成30年まで遡及して再集計した。

## (4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

年	30	元	2	3	4
調整事項					
経営又は人事	2	2	2	2	1
普通解雇	1	1	1		1
退職強要		1			
懲戒解雇	1				
退職			1	2	
賃金等	1		3	3	1
賃金未払	1		2	1	1
一時金			1	1	
退職一時金				1	
労働条件等	4		2	3	
労働契約	3			1	
休日・休暇			1	1	
年次有給休暇				1	
安全・衛生	1		1		
職場の人間関係	1	2	2	1	4
パワハラ・嫌がらせ	1	2	2	1	4
その他	1		1		
合計	9	4	10	9	6

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行ったため、平成30年まで遡及して再集計した。

## (5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年	30	元	2	3	4
処理日数					
10日以内					
11～20日			1	1	1
21～30日		1			1
31～40日				1	
41～50日					
51～60日					
61～70日					
71～80日					
81日以上					
合計		1	1	2	2
総処理日数	—	29	19	53	40
平均日数	—	29	19	26	20

## (6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
1	令和4年 (個) 第1号 あっせん  【医療・福祉業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働に対する割増賃金の支払い〔賃金未払い〕</li> <li>・パワハラ、いじめ等により受けた精神的苦痛に対する謝罪〔パワハラ・嫌がらせ〕</li> </ul>	労	4. 2. 17	不開始	—	—	—
				4. 3. 9				
		<p>時間外労働に対する割増賃金の支払い及びパワハラ等による精神的苦痛に対する謝罪を求めた事案          あっせん参加について被申請者に確認したところ、割増賃金については労働基準監督署の調査により未払はないとの結果が出ているなどとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						
2	令和4年 (個) 第2号 あっせん  【医療・福祉業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当解雇に対する解決金の支払い〔普通解雇〕</li> </ul>	労	4. 3. 2	不開始	—	—	—
				4. 3. 17				
		<p>解雇されたことに対する金銭解決を求めた事案          あっせん参加について被申請者に確認したところ、解雇する客観的・合理的な理由があり、解雇は社会的相当性の範囲を超えたものではないことから、申請者が求める支払には応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
3	令和4年 (個) 第3号 あっせん  【運輸、郵便業】	・パワハラに対する慰謝料の支払い及び謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4.6.9	不開始	-	-	-
				4.6.27				
		<p>パワハラに対する慰謝料の支払い及び謝罪を求めた事案 あっせん参加について被申請者に確認したところ、本紛争は、労働局のあっせんにおいて、打切りとなっており、被申請者として結論が出ていることから、あっせんには応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						
4	令和4年 (個) 第4号 あっせん  【サービス業】	・上司等からの声掛けで受けた精神的苦痛に対する謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4.6.29	解決	1	24	堀松本 糸川 桐淵
				4.8.25				
		<p>上司等から暴言を吐かれ、精神的苦痛を受けたとし、謝罪を求めた事案 被申請者は、正当な業務指導の範囲であり、発言そのものがなかったと主張したが、話し合いを否定する考えはなく、申請者に不快な思いをさせたことは申し訳ないなどの発言があった。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し不快な思いをさせたことに対して謝罪すること、社員教育を更に徹底していくこと、被申請者は会社等への連絡を行わないこと等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。</p>						
5	令和4年 (個) 第5号 あっせん  【製造業】	・パワハラ、モラハラ等による慰謝料の請求 ・会社及び加害者からの謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4.10.26	解決	1	16	川上(丈) 吉成 鍋島 野口
				4.12.15				
		<p>パワハラ等に対する慰謝料の支払い及び会社等からの謝罪を求めた事案 被申請者は、社内調査の結果、不適切な行為があったとし、休業補償等の用意があることを発言した。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し不快な思いをさせたことに対して謝罪すること、解決金を支払うこと、社員教育を更に徹底すること等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。</p>						
6	令和4年 (個) 第6号 あっせん  【専門・技術サービス業】	・いじめられたことに対する会社としての謝罪 ・退職金、退職慰労金、残業代の請求及び慰謝料の請求	労	4.11.16	繰越し			
		<p>いじめに対する謝罪及び外国出張時における業務時間外労働における未払残業代等の支払を求めた事案</p>						

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

### 3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

争議行為予告通知の取扱件数は、15件であり、全て中央労働委員会（以下「中労委」）の受付であった。

争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は労働組合の本部を有する8件について実情調査を実施し、全て解決して終結した。

#### (1) 争議行為予告通知一覧表

番号	通知者	争議項目	受付 労委	受付年月日	備考
4-1	全日本建設交運一般労働組合	2022 春闘及び夏季一時金	中労委	R 4. 2. 10	
4-2	国鉄労働組合	2022. 4. 1 以降の賃金引上げ等	中労委	R 4. 2. 14	
4-3	全日本建設交運一般労働組合全国 鉄道本部	2022. 4. 1 以降の賃金の引上げ 等に関する要求	中労委	R 4. 2. 21	
4-4	国鉄動力車労働組合総連合	2022. 4. 1 以降の新賃金等	中労委	R 4. 2. 25	
4-5	全国電力関連産業労働組合総連合	2022 春季生活闘争	中労委	R 4. 2. 28	
4-6	エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金改善等	中労委	R 4. 3. 3	
4-7	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金制度の確立・改善等	中労委	R 4. 3. 4	実情調査 実施
4-8	日本私鉄労働組合総連合会	賃金、臨時給、産業別最低賃金 引上げ	中労委	R 4. 3. 7	実情調査 実施
4-9	郵政産業労働者ユニオン	賃金の引上げ等	中労委	R 4. 3. 7	
4-10	国鉄水戸動力車労働組合	労働委員会命令の完全履行、組 合員の不利益回復等	中労委	R 4. 4. 22	
4-11	全日本運輸産業労働組合連合会	一時金の要求貫徹等、労働諸条 件改善要求の実現	中労委	R 4. 5. 27	実情調査 実施
4-12	全日本地域医療機能推進機構病院 労働組合	2022 年秋闘統一要求、2022 年 度末一時金要求・賃金引上げ等 の改善要求	中労委	R 4. 9. 28	
4-13	全日本国立医療労働組合	賃金・労働条件の改善（2022 年春闘、2022 年度秋闘におけ る要求）	中労委	R 4. 10. 18	
4-14	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金、労働協約改定等	中労委	R 4. 10. 28	実情調査 実施
4-15	日本私鉄労働組合総連合会	労働協約闘争の未決事項及び 地連統一要求・単組独自要求	中労委	R 4. 11. 16	

## (2) 労働争議実情調査一覧表

(公益事業)

番号	事件名	業種	従業員数	組合員数	交渉事項	調査開始日	争議行為有無	最終交渉日	調査終結日	終結事由
4-1	栃南通運(株)	道路貨物運送業	101	60	ベースアップ等	R 4. 3. 25	無	R 4. 4. 6	R 4. 4. 7	解決
4-2	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	88	ベースアップ等	R 4. 3. 25	無	R 4. 3. 12	R 4. 3. 25	解決
4-3	関東自動車(株)	道路旅客運送業	790	497	ベースアップ等	R 4. 3. 25	無	R 4. 3. 23	R 4. 3. 25	解決
4-4	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	88	夏季一時金等	R 4. 6. 3	無	R 4. 6. 4	R 4. 6. 7	解決
4-5	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	夏季一時金	R 4. 6. 3	無	R 4. 6. 30	R 4. 7. 4	解決
4-6	栃南通運(株)	道路貨物運送業	101	60	冬季一時金	R 4. 12. 1	無	R 4. 11. 22	R 4. 12. 1	解決
4-7	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	88	冬季一時金	R 4. 12. 1	無	R 4. 11. 18	R 4. 12. 1	解決
4-8	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	ベースアップ及び冬季一時金	R 4. 12. 1	無	R 4. 11. 21	R 4. 12. 1	解決

## 第6章 労働相談

### 1 労働相談

相談件数は、106件（労働者から98件、使用者から8件）であった。

内容別件数は、142件で、そのうち133件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが34件と最も多く、次いで「退職」、「普通解雇」、「賃金未払い」、「労働契約」に関するものの順であった。

労働相談の状況

区分		年・相談者別	30	元	2	3	4		備考		
			計	計	計	計	労	使		計	
		相談実件数	142	103	124	85	98	8	106		
相談内容別	経営又は人事	①整理解雇	4		6		3		3		
		②普通解雇	14	9	13	4	7	2	9	件数3位	
		③退職強要	5	1	2	2	4		4		
		④契約更新拒否、雇止め	8	2	6	3	2		2		
		⑤配置転換、出向・転籍	4	2	3		2	1	3		
		⑥復職		3		3	1		1		
		⑦懲戒解雇	4	2							
		⑧解雇以外の懲戒処分	1	4							
		⑨退職	17	13	16	10	9	2	11	件数2位	
		⑩勤務延長、再雇用		5							
		⑪その他経営又は人事	6	5	4	5	2		2		
		小 計	63	46	50	27	30	5	35		
		賃金等	⑫賃金未払い	11	6	10	10	9		9	件数3位
			⑬賃金増額				1				
			⑭賃金減額	6	2		2				
			⑮一時金	1	1	2		1		1	
			⑯退職一時金	7	1	2		1		1	
			⑰解雇手当	2	2		1				
			⑱休業手当			4					
			⑲諸手当	5	3	4	1	1		1	
			⑳その他賃金	4	3	2		4		4	
		㉑年金									
			小 計	36	18	24	15	16		16	
		労働条件等	㉒労働契約	13	7	7	3	6		6	件数5位
	㉓労働時間		4	7	2	2	2		2		
	㉔休日・休暇		3	1	3	2	1		1		

区分		年・相談者別			4			備考		
		30 計	元 計	2 計	3 計	労 使	計			
相談内容別	労働条件等	㉕年次有給休暇	3	3	7	3	3	3		
		㉖育児休業・介護休業								
		㉗時間外労働	4	3			1		1	
		㉘安全・衛生	3	1	2	3	2		2	
		㉙福利厚生制度		1						
		㊱社会保険	1	1	3	1	1		1	
		㊲労働保険	6	1	3	3	3		3	
		㊳その他の労働条件等	4	3	4	7	3		3	
		小計	41	28	31	24	22		22	
	職場の人間関係	㊴セクハラ	1	3		1	3		3	
		㊵パワハラ・嫌がらせ	47	29	27	22	33	1	34	件数1位
		小計	48	32	27	23	36	1	37	
		㊶その他	23	28	35	22	29	3	32	
相談内容別件数合計		211	152	167	111	133	9	142		

※ 「㊶その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、あっせん等の制度関係、請負・業務委託等

## 2 労働相談会

全国の労働委員会は、個別労働紛争処理制度の利用拡大のため、10月に周知・広報活動等を行っており、栃木県労働委員会では、専門的知識を有する労働委員会委員による労働相談会を実施した。

なお、佐野会場においては、法テラス栃木と合同で行った。

(宇都宮会場)

日時 令和4年10月15日(土) 11:00~17:00

場所 イトーヨーカ堂宇都宮店(2階ライトオン前特設会場)

結果 相談件数 対面6件(オンライン0件)

相談内容 退職勧奨や退職強要、パワハラ、労災に関するもの

(佐野会場)

日時 令和4年10月20日(木) 13:00~19:00

場所 イオンモール佐野新都市(1階イオンホール)

結果 相談件数 対面3件(オンライン0件)、法テラス(対面)3件

相談内容 パワハラ、配置転換、解雇に関するもの

※ 法テラス栃木と合同で開催

---

発行年月

令和5(2023)年3月

編集発行者

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3337 FAX 028-623-3338

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/work/koyou/roudouinkai/gaiyou.html>

---